

発議案第1号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び君津市議会会議規則第14条第1項  
の規定により提出します。

平成31年2月12日

提出者	君津市議会議員	小林喜久男
賛成者	同	磯貝清
	同	奈良輪政五
	同	榎本貞夫

君津市議会議長 鈴木良次様

提案理由

一般職及び特別職の期末手当の6月期及び12月期の支給月数が均等に配分されることを  
踏まえ、同様の取り扱いとするため、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭  
和45年君津市条例第5号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の197.5、12月に支給する場合には100分の212.5」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

